

平成20年法規委員会研修会

- テーマ 「法改正と業務報酬および工事監理などの見直しについて考える」
- 日 時 平成20年7月31日(木) 18:00~20:30
- 会 場 東京建築士会会議室 (中央区晴海1-8-12オフィスタワーZ 4F)

[概要] 黒田清行専務理事の開会挨拶、小田圭吾法規委員長の研修会主旨説明・講師紹介で始まり、峰政克義氏(社)日本建築士会連合会 副会長、国交省社会資本整備審議会建築分科会業務報酬基準・工事監理小委員会委員)より「建築基準法及び建築士法の改正にいたる流れ、建築士法第25条に基づく建設省告示第1206号の内容と経緯、社会資本整備審議会 建築分科会 基本制度部会 業務報酬・工事監理小委員会の検討経緯、業務報酬基準改定委員会で進められている検討内容、工事監理マニュアル(ガイドライン)の検討予定について」の説明を受けた。その後、参加者の間で質疑応答及び意見交換を行った。



(配布資料)

1. 講師説明資料①
2. 国交省社会資本整備審議会経緯 資料②
建築物の安全性確保のための行政のあり方について
3. 実務者向けのわかりやすい「新しい建築確認手続きの要点」
4. 平成20年11月28日、新しい建築士制度がスタートします。
5. 建築関連中小企業に対する金融上の支援について
6. 法規研修会アンケート

■主な質疑・応答

- Q. 木造2階建住宅等、小規模な建物の工事監理に対する見解をお聞かせいただきたい。
- A. 各委員会では参加者の構成の関係で、大規模建築に関する工事監理の検討に偏っていると思われる。戸建住宅等を主に設計されている方に、是非会合へ参加して頂き議論をお願いしたい。東京都では建築基準法施行細則 木造編があるので合わせて御確認いただきたい。
- Q. 今回の問題は建築主がどう考えているかが重要で、建築主が求める建物レベルによって工事監理の内容が異なると思われる。建築主の責任のもと、建物のランクに応じた監理費用を選択できるようにする事も必要ではないかと考えるが如何か。
- A. 各委員会でも日本国の建築を本質的にどうするのかの議論はあったが、結局は法律議論が中心となった経緯あり。工事監理業務は工事報告書の作成等の膨大な作業が必要なわりに、監理者責任は曖昧である。
- Q. 今後建築士会連合会では建築士の報酬問題などを、どのようにケアし、どの様な形で会員の声を吸い上げ、どの様なサービスを提供するのかをお聞かせいただきたい。
- A. 今まで連合会を代表し外部の委員会に出席していたが、その後フォローする機会が無かった。現在はバックアップワーキングを立ち上げ、集めた情報を出来る限り会員に提供しようと試みている。